

残りを相田村が負担している。(県一・横山)→御山方

③

酒屋株 (さかやかぶ)

酒屋仲間ともいい、酒造業者の結合した仲間をいう。広島藩ではその起源は明らかではないが、藩が正保元年(一六四四)に、従来からの営業者のみに酒造許可を与えているので、この頃から成立したのではないかと思われる。ちなみに、広島城下においては、寛文十二年(一七二二)には九十六軒の酒屋仲間が構成され、享保元年(一七二六)には新町組の平野屋(松井家)などの酒屋仲間十二軒が天神講(同十六年に太子講に組織換を組織し、年三回定期的に集合し、米や酒の値段・賃銀の協定・他国酒の移入禁止や取り締まりについて協議して藩に上申し、これを認めさせている。(県一)

①③⑥金岡照『広島藩における近世用語の概説』(六訂版)

⑦ 船 (ひらた)

【船】 30529

タイ〔集韻〕當蓋切

長く狭い舟。(方言、九)艇長而薄者、謂之船。

諸橋轍次『大漢和辞典』(大修館書店)

戌六月

懸り書付ヲ以御注進奉申上候、以上

宇右衛門

弁吉

助一郎

仲助

世羅郡 御役所

⑥ 廻状 (かいじょう)

一般的には、複数の宛先に対し、順次に回覧させる方法をもつて同一の用件を伝達する文書のこと。廻文、廻章とも言い、中世には、諸役への参勤や訴訟当事者の出頭を令する際に、この形式の文書が多く用いられた。近世では、領主や代官が支配下の村々に命令を伝える場合や、村々の日常的な連絡あるいは一揆への参加を呼びかける文書(一揆廻状)に廻状が使用されたが、ふつう近世で廻状と言えば前者を指す。多くの場合、一般的法規制にかかわる文書が触書と呼ばれたのに対し、廻状は年貢・夫役の徴収命令や臨時の通達などを主としたが、触書もふつうは廻状形式をとって伝達されるのであり、古文書学上の区別は難しい。廻状をまわす村は十数カ村が一組となっており、各村では、廻状を受け取ると名主がその内容を「御用留」「御廻状写帳」などに写し取り、廻状に時刻を書き込んで次の村にまわした。そして最後の村(留村)から差出者に返す定めであった。

安藤正人

『日本史大事典』(平凡社)

『甲山町史 資料編II 近世』

表276 太田川水系諸村の川船数

名	寛永	寛文	享保	郡	村名	寛永	寛文	享保
筒賀		3	3	高宮郡	川深	?	?	1
殿河		2	3		玖口			21
殿河		3	3		田			
筒賀		2	3		筋・古市			
計		10	11		小計		22	146
穴	3	8	10	安芸郡	坂山	?	?	14
計	?	10	12		戸新	?	?	
田谷		2	4	沼田	坂山			14
内下	?	2	6		小計			
計		17	15		久毛		12	20
田原			10	田	野瀬		1	2
越山			10		木井		1	1
山田			4		須安		3	2
計		30	30		調下		?	
木市		9	10	郡	原東			84
日町		1	1		木越			
留深		12	12		小計		17	
留深			50		廣島町		?	90
留深			12		合計	19α	137α	467

〔船株連判帳〕、「広島藩御覚書帖」1による。

⑧ ちようぎり「チャウ」：「帳切」(「ちようぎり」とも)
 ①江戸時代、家屋敷などの売買に際し、買主が町村役人に届け出て、家屋敷の台帳の名義書替をするこ
 と。*浮世草子・風流茶人氣質「二」小川通に幸の

えい、あれ「永荒」(名) 災害などのために田畑や屋敷が復旧の見込みの立たないほど荒れること。

⑧・⑨ 『日本国語大辞典』(小学館)

⑪ 広島藩の河川水運統制

⑪ 前略) いっぽう、太田川本流の上流地域でも通船の実現を企図していた藩は、寛永年間、備前国より城下に来住した長三郎という適任者を得てその具体化をはかった。この長三郎は「水利至而巧者成もの」とあるから竹内家「佐伯・山県郡新中買、株持(享和二)」。早くから川舟輸送の発達した吉井川水運にかかわっていたものであろう。藩の依頼を受けた長三郎は、広島城下より「奥方川筋を見立、太田川筋枝川を船持乗分等工夫」を行ない、報償として奥川筋での薪船三艘の船持ぎを許されるとともに、その利便をはかるため城下矢倉の下浜に小屋住居が許された(のち藩庫設置により空翰町に移転)。こうして寛永年間から太田川上流域にも広島城下の川船が上ったが、上流域農民が川舟を所持して物資の輸送に当たるのは承応三年(二空四)以後のことである。すなわち同年十月、山県郡下殿河内村の一艘が「船船浮初メ」で、翌明暦元年には坪野・津浪・加計村に各一艘ずつ許可されて四艘となり、その後寛文九年(二空六)には坪野村より上流の七カ村で三七艘をもつに至った(香取・井上家。また、「諸運賃帳書」)。また、これに呼応して水内川でも、寛文七年佐伯郡水内下村に船株が認められて通船が開始された。

浮初メ」で、翌明暦元年には坪野・津浪・加計村に各一艘ずつ許可されて四艘となり、その後寛文九年(二空六)には坪野村より上流の七カ村で三七艘をもつに至った(香取・井上家。また、「諸運賃帳書」)。また、これに呼応して水内川でも、寛文七年佐伯郡水内下村に船株が認められて通船が開始された。

改し、惣有米を極メ、御年貢ヲ取、其余作徳ニ定ル」(「理勢志」)
 七升突(収量調査)をし、惣有米を極め、御年貢を取り、其の余を農民の作徳にする。
 といふ……中田・晩田毛之見分……」(「芸州政基」『広島県史』)
 日という。
 をどう読むのかを考えます。「早稲」は「わせ」ですから、これは問題にしません。(中略)
 ってはいけませんか。(後略) 中田・晩田—言葉を「面白狩る」—楽天ブログ (rakuten.co.jp)

⑭ 鉄炮請継願

三九 伊尾村威鉄炮持主交替につき願書

宝曆九年(一七五九)
伊尾・田治康徳氏藏

〔端裏書〕
世羅郡伊尾村威鉄炮持主十左衛門跡持主願書付一

覚

世羅郡
伊尾村

一鉄炮壹挺 玉目三匁
筒長三尺卷寸八歩

威鉄炮持主
十左衛門

但シ威鉄炮

右威鉄炮持主十左衛門去々丑正月十四日病死仕候二付、跡威鉄炮十左衛門伴与兵衛為威奉願候、尤当村山奥ニ而畜類多ク作毛荒難儀仕候二付、百姓中も与兵衛江被為仰付被下候様ニ奉願候、願之通被為仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上
宝曆九年卯十月
庄屋 喜太郎

同

三郎右衛門

与頭

儀右衛門

同

小七郎

同

伝次郎

同

勘右衛門

山田孫右衛門様
佐藤利右衛門様
河瀬弥右衛門様
佐々木八太夫様
沖 団五郎様

此書付之通諸口ニ而広島いを
与兵衛、戸張嘉八郎しらへ調
上ル、又二月廿五日寺町村へ
出ス、又諸口ニて式通宛

⑮ 猪鹿追弘願

⑰ 毛損

毛付 (けつけ)

田畑の作物を毛あるいは作毛といい、稲の植付を毛付あるいは毛上という。

毛付高 (けつけだか)

村高(検地によって定められた村の公定生産高)から、荒や川成などによる圃高を差し引いた高をいう。(広農)

⑱ 川口御差留

川口入津米 (かわぐちにゆうしんまい)

広島町へ船で搬入される移入米をいい、年貢米納入期の六か月間は停止されていた。また、年貢米でも、広島への搬入には、村役人の手形を必要とし、それ以外の米は、勘定所の「川口通り切手」の交付を受ける必要があった。なお、安永八年(一七七九)・文化十年(一八一三)には、川口入津米差止めの間中は、領内での他国米の売買をも禁止する触を出している。なお、文化十年(一八一三)の触では川口入津米の差留中は、雑穀類については、積出しは禁止し、入津は認めるといふ触を出している。(県一・久松家文書・横山)

⑲ 腰林

腰林 (こしばやし)

農民利用の林野のうち、個別利用の林野をいう。腰林は農民個々の薪炭源・家屋維持の材料給源であり、肥飼料の採草が目的ではなかった。しかし、その利用については、たとえ家廻りのものであ

三八 別迫村猪鹿追山獵師雇につき願書

安永二年(一七七三)
別迫・井上家文書「御公用諸控帖」

覚

世羅郡 別迫村

一当村猪鹿作物喰荒申候二付、春夏獵師相雇追山仕度奉存候入用

一米九斗
一銀八拾四匁

獵師甲怒郡国留村三十郎・孫八・善助春夏雇申日数六十日、此賄老賄五合宛、百八十日賄、一日二付賃銀・玉薬代共老匁四分宛

右之通当御免割江御聞届ケ被為下候様奉願上候、此段宜敷被仰上可被下候、以上

巳閏三月

組合割庄屋

直右衛門殿

庄屋

弥七郎

与頭 彦十郎

⑭・⑮・⑳ 『甲山町史 資料編Ⅱ 近世』

⑯ かづき米願

かづき(圃)高(かづきだか)

検地や地概の際に、古荒川成・古荒などに割り当てられた年貢米や、「掛け下げ」や「上り高」によって生じた不足分や増加分の年貢米は、毛附高(村高からかづき高を引いたもの)によって負担した。これらの負担分を「かづき(圃)高」という。

⑯～⑲ 金岡照 『広島藩における近世用語の概説』(六訂版)の

村
高
あ
ろ
か
づ
き

つても御用木の無断伐採は禁止されていた。そこで用水整備や各自家作に使うときには、願書(庄屋の添書付を必要を代官へ届出て許可を必要とした。腰林には個人持・共有的寄合・入会的寄合・村中入会の形態があった。文政元年(一八一八)には、腰林の材木売買には、歩銀を差し出すべきの触を下達している。(県一・竹内家文書)

⑳ 抜参宮・四国遍路出帰り書附

五八 赤屋村抜参宮等出帰り書付

文化九年(一八一二)
赤屋・矢吹家文書「諸控帳」

世羅郡赤屋村抜参宮抜四国遍路他国諸持出帰書付

覚

世羅郡 赤屋村

一式人 女 当七月抜参宮仕八月罷帰候

一五人 内 四人 男 辰年去去年迄四ヶ年之間罷出候もの
一人 女 未罷帰候

三人 男 去ル辰年罷出候もの未罷帰候

内 一人 男 去ル午年罷出候もの未罷帰候

一人 女 右同断

一人 男 去ル卯年罷出候もの未罷帰候二付村帖

省、別帖二記し置申候

右之通り二御座候、以上

申極月

庄屋 重兵衛

世羅郡 三谿郡 御役所

書付式通

⑳ 産物増減有無書附

沼田郡小河内村産物増減有無申上書付

沼田郡

覚

小河内村

一当村産物之義相しらへ申候処、去年已来増減無御座候、此段申上候、以上

庄屋

辰七月十九日

直太郎

同

友三郎

与頭

喜三郎

沼田郡

御役所

㉑ 来春起地有無書附

沼田郡小河内村来春起地有無申上書付

沼田郡

覚

小河内村

一来春起地吟味仕候处無御座、此段書付ヲ以申上候、已上

庄屋

丑十二月

直太郎

同

友三郎

与頭

喜三郎

与合割庄屋

久三郎殿

㉒ 腰林伐樵願

沼田郡上安村伝三腰林毛上大束売払御免許御願書附

沼田郡

㉓ 植附相済御注進書附

四三 赤屋村田方植付相片付注進書付

安政元年(一八五四) 赤屋・矢吹家文書「御用諸控帳」

世羅郡赤屋村田方植付相片付御注進書付

覚

世羅郡

赤屋村

一当村田方植付之義先月十日より当月五日迄二畝数不残稲作植付申候、此段書付ヲ以御注進奉申上候、已上

寅六月

庄屋

保太郎

同

群四郎

与頭

茂助

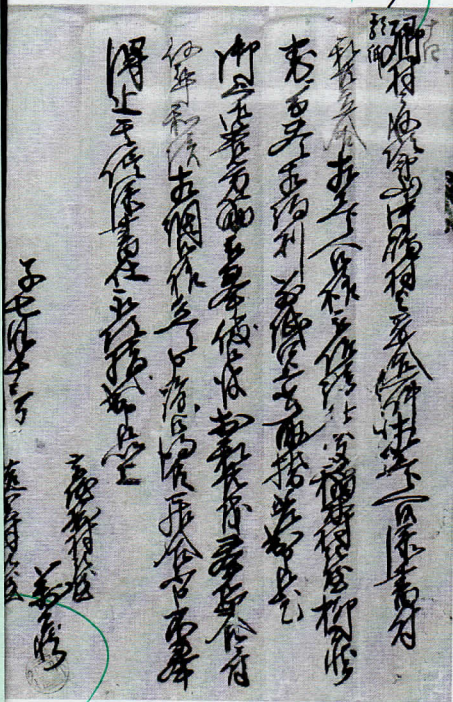
世羅郡

御役所

㉔ 類紙

類紙

A



と懸合一件相しらへ候添書付 類紙
家文書 198801-3365-11)

八幡山 覚
 一腰林壑ヶ所 高サ四拾間 横四拾間 持主
 但立木甚以松之内 本 廻 式尺 伝 三
 五寸以下 根伐

右者私近年身上不勝手相成、作方
 肥仕入等殊外難儀仕候ニ附右腰林
 毛上大束二仕、村■薪売払、作方
 肥仕入等仕度奉存候間、御赦免被為
 成被下候様宜被仰上可被下候、為其
 書付を以願出申候、以上

午七月十八日

与頭

孫三郎

同

武右衛門殿

庄屋

伝 三

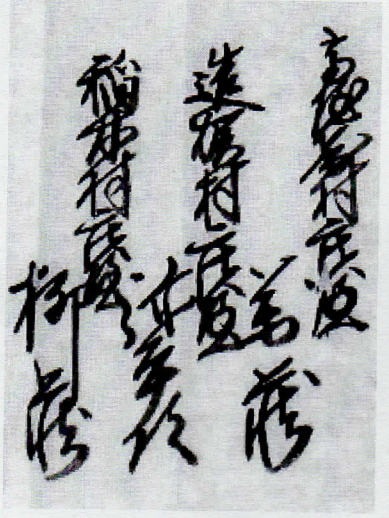
(後略)

⑳ 沼田郡相田村・横山家文書 (県立文書館複製資料)

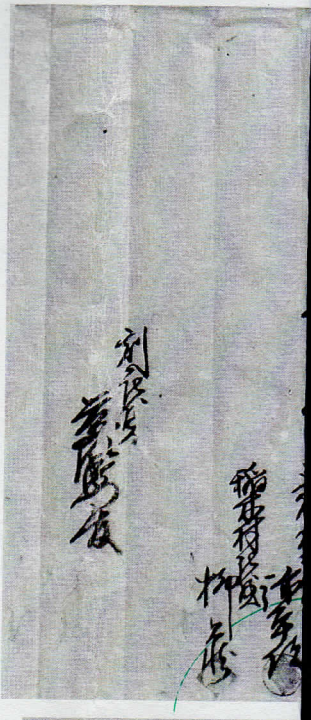
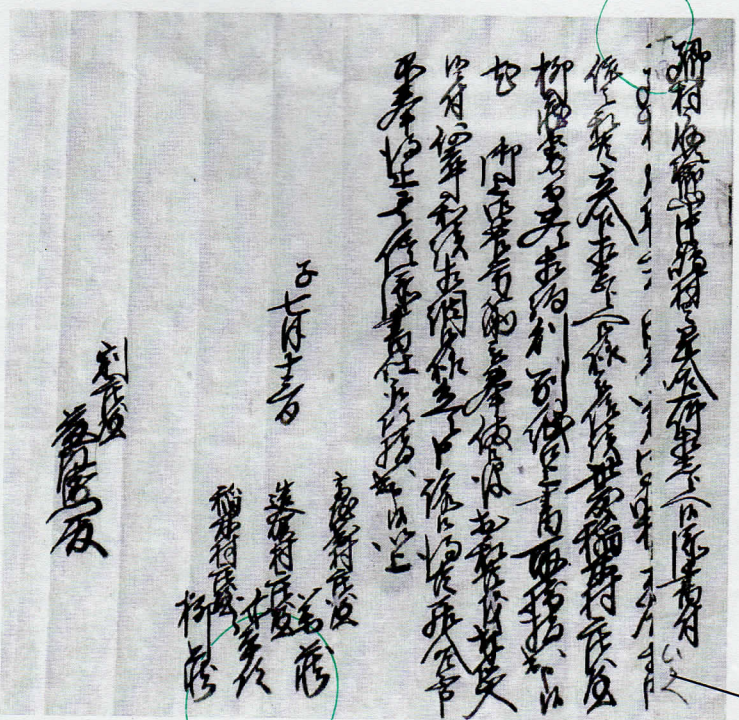
㉕ A (類紙) の署名部分



㉕ B (ひかへ) の署名部分



B



「郷村うね次郎山中島村と懸合一件相しらへ候添書付 ひかへ」
 (県立文書館所蔵・竹内家文書 198801-3365-12)

「郷村うね次郎山中島村」
 (県立文書館所蔵・竹内)

P 5 1

十二

沼田郡八木村お帖付き御用木御見分お請け書き附け

沼田郡

覚

八木村

一 杉亭本 長さ凡そ三間
廻り凡そ六尺

細野 八幡社

一 同亭本 長さ凡そ五間
廻り凡そ七尺五寸

小原 八幡社

一 檜亭本 長さ凡そ三間
廻り凡そ四尺五寸

同

P 5 2

先名惣兵衛

一 杉亭本 長さ凡そ四間
廻り凡そ四尺五寸

長百姓 平左衛門

一 同亭本 長さ凡そ四間
廻り凡そ四尺八寸

同人

一 檜亭本 長さ凡そ三間半
廻り凡そ五尺六寸

長百姓 吉右衛門

*

(付札)

此の檜亭本枯木に相成り候に付き、其の段御注進申し上げ候処
 改め役上原村与兵衛殿伝い御用に仰せ付けさせられ
 同人御材木場へ差し出され、代銀四百目お下げ渡し
 天保十五年底二月

右は古来よりお帖付き御用木当度お改め御見分

成られ候通り相違御座無く候。仍てお請け書き附け差し上げ

P 5 3

申し候。以上。

午四月

庄屋

甚右衛門

庄屋格与頭

忠左衛門

与頭

六兵衛

お山目附阿戸村

保右衛門殿

天保六未四月

諸書き付け差し出し方の儀に付き
御改正お触れ写し

P 5 4

十二態々(わざわざ)申し進じ候。然れば先達て仰せ出だされ候都(すぐ)て
お役所へ相備え候書き付け、類紙共差し出し候様にとの義は、先達て
廻達に及び御承知の通りに御坐候。然る処郡村より差し出し候書き付け部類多端
の中には類紙御不用の分も御座有るべきか。左様の分は本紙
を通すつにてお済ませ遣わされ候らわば筆紙の費え相省き、年中
にては郡村余程の取り締めに相当たり、有り難く存し奉るべき旨お窺いに及び
候処、段々御判断の上左の通りお差函仰せ付けられ候間、村々共
得(とく)と御承知、用場元へ控え置き、自今書き付けお出し候御

P 5 5

間違い無き様お取り計らい成らるべく候。

覚

此の盜難書き付け差し出し方、以来式通すつ
差し出し候様弘化貳年巳ノとし

一 盜難に逢い候節品書き付け

お触れ示し在らせられ候事

一 盜賊奉(ひ)き出し御注進書き付け

但し以来一通すつ差し出し候事

一 同断入用仕出し願ひ添え書き付け

入用仕出し帖は本類両帖すつ、添え書き付けの儀は何ぞ様子も之れ有り候らわば
但し 別書き付け差し出し、通例一通りの分は帖面前書き要旨迄
書き載せ差し出し候迄にて、添え書き付けに及ばず候事

一 洪水注進書き付け

但し是迄の通り三通すつ差し出し候事

P 5 6

一 他所(よそ)者病人送り出し又は死失いたし候ものの類御注進書き付け

一 株罽(かぶひらた)持ち主譲り請け渡し帖切り願ひ

一 出火注進書き付け

一 変死並びに行き倒れ者の類

一 寺院住職願ひ並びに剃髮(ていはつ)・隱居願ひ

一 酒造株譲り受け渡し願ひ

一 獵師鉄炮請け継ぎ願ひ

右七ヶ条の分類紙共式通すつ差し出し候事

P 5 7

一 腰林(こしぼやし)伐樵(ぼっしょう)願ひ

一 引越し並びに引き請け類

一 居家・牛馬屋並びに土蔵建て願ひ

一 改名並びに印判改め願ひ

一 医師・山伏成り願ひ

P 5 1

十二

沼田郡八木村お帖付き御用木御見分お請け書き付け

沼田郡

覚

八木村

一 杉巻本 長さ凡そ三間
廻り凡そ六尺

細野 八幡社

一 同巻本 長さ凡そ五間
廻り凡そ七尺五寸

小原 八幡社

一 檜巻本 長さ凡そ三間
廻り凡そ四尺五寸

同

P 5 2

先名物兵衛

一 杉巻本 長さ凡そ四間
廻り凡そ四尺五寸

長吉姓 平左衛門

一 同巻本 長さ凡そ四間
廻り凡そ四尺八寸

同人

一 檜巻本 長さ凡そ三間半
廻り凡そ五尺六寸

長吉姓 吉右衛門

*

(付札)

此の檜巻本枯木に相成り候に付き、其の段御注進申し上げ候処
改め役上原村与兵衛殿伝い御用に仰せ付けさせられ
同人御材木場へ差し出され、代銀四百目お下げ渡し
天保十五年底二月

右は古来よりお帖付き御用木当度お改め御見分

成られ候通り相違御座無く候。仍てお請け書き付け差し上げ

P 5 3

申し候。以上。

午四月

庄屋

甚右衛門

庄屋格与頭

忠左衛門

与頭

六兵衛

お山目附阿戸村

保右衛門殿

一 永荒れ引き高類

一 毛損 (けそん) □米願

一 他行・逗留願

□は門構えの中に「屋」= (かづき)

P 5 8

一 川口お差し留め中糞類在中へ積み取り願

一 神社・仏閣開帖願

一 御山所材木お伐り渡し並びに炭出薪願

一 孝行人並びに奇特 (きとく) 人年齢しらべ申し出書き附

一 お年貢御勘定目録

一 お給知方右同断御注進書き附

一 都 (すべ) て御吟味一件御問尋帖にても書き附けにても普通的事

一 毎年獵師鉄炮人名書き附

いびき
お年貢
御問尋帖

P 5 9

一 抜け参宮・四国遍路出帰し書き附

一 来春起こし地有無書き附

一 職人改め出し並びに消し印願

一 お答め者御免お受け書き附

一 産物増減有無書き附

一 伝馬・旅籠仕出し書き附

一 御高礼場損じ願書き附

一 三田 (さんでん) 植え附け相済み御注進書き附

P 6 0

一 社倉取り立て算用詰め書き附

右式拾五ヶ条の分以来類紙に及ばず、普通差し出し候事

一 他国へ引越し・引き受け等の儀之れ有る村方は組合割庄屋手元へお尋ね出し成らるべし。其の節差函に及ぶべく候事。

一 猪鹿 (いのしか) 追ひ払い願唯今迄の通りの事

一 村々雨乞い・虫送り祈祷三度迄は願出に及ばず、夫れを過ぎ候らわば願出、御免許の上取り計らい申すべき事

右の通り当年相改め仰せ付けさせられ候間、村々共念入り写し置き

P 6 1

以来間違い無き様お取り計らい成らるべく候。猶又諸書き附けお出しの節

格別の事柄に之れ無く候らわば、便宜又は飛脚等にてお済ませ成られ度く、其の内

入り組女候用向きに候らわばお役人中の内御出濟成らるべく候。此の段もお心得の為め申し上げ候。

已上。

未三月

割庄屋

P 5 1

十二
沼田郡八木村御帖附御用木御見分御請書附

覚

沼田郡
八木村

一 松 巻本 長凡三間
廻り凡六尺

細野
八幡社

一 同 巻本 長凡五間
廻り凡七尺五寸

小原
八幡社

一 檜 巻本 長凡貳間
廻り凡四尺五寸

同

P 5 2

一 杉 巻本 長凡四間
廻り凡四尺五寸

先名物兵衛
長百姓
平左衛門

一 同 巻本 長凡四間
廻り凡四尺八寸

同人

一 檜 巻本 長凡貳間半
廻り凡五尺六寸

長百姓
吉右衛門

(この上に付札)

「此檜巻本枯木ニ相成候ニ付、其段御注進申上候処
改役上原村与兵衛殿伝ひ御用ニ被為仰付
同人御材木場へ被差出、代銀四百目御下渡
天保十五年底二月 付札ニまで」

右者古来方御帖附御用木当度御改御見分
被成候通相違無御座候、仍而御請書附差上

P 5 3

申候、以上

午四月

庄屋
庄屋格与頭 甚右衛門
同 忠左衛門
六兵衛

御山目附阿戸村
保右衛門殿

天保六未四月

諸書附差出方之儀三付
御改正御觸写

P 5 4

十三 態申進候、然者先達而被仰出候都而

御役所江相備候書附類紙其差出候様二との義ハ先達而及
廻達御承知之通二御坐候、然ル処郡村方差出候書附部類多端
之中二ハ類紙御不用之分度可有御座歟、左様之分ハ本紙
迄通宛二而御済せ被遣候ハ、筆紙之費相省キ、年中
二而者郡村余程之取縮ニ相当リ、雖有可奉存旨及御親
候処、段々御判断之上左之通御差函被仰付候間、村々共
得斗御承知、用場元江控置、自今書附御出シ候御無

P 5 5

問違様御取計可被成候

- 一 盜難ニ逢候節品書附 覚 此盜難書付差出方、以来式通ッ、
差出候様弘化式年巳ノとし
御觸示し彼為在候事
- 一 盜賊牽出シ御注進書附 但以来一通宛差出候事
- 一 同断入用仕出シ願添書附 但 一入用仕出シ帖ハ本類同帖宛添書附之儀ハ何ノ様子も有之候ハ、
別書附差出シ、通例迄通り之分ハ帖面前書要旨迄
書載せ差出シ候迄二而、添書附二不及候事
- 一 洪水注進書附 但是迄之通三通宛差出候事

P 5 6

- 一 他所者病人送り出シ又ハ死失いたし候もの、類御注進書附
 - 一 株體持主讓請渡シ帖切願
 - 一 出火注進書附
 - 一 変死并行倒者之類
 - 一 寺院住職願并剃髮隱居願
 - 一 酒造株讓受渡シ願
 - 一 狐師鉄炮請繼願
- 右七ヶ条之分類紙共式通宛差出シ候事

P 5 7

- 一 腰林伐樵願
- 一 引越并引請類
- 一 居家牛馬屋并土藏建願
- 一 改名并印判改願
- 一 医師・山伏成願
- 一 永荒引高類

一毛摺圖米願

一他行逗留願

P 5 8

一川口御差留中穀類在中江積取願

一神社仏閣開帖願

一御山所材木御伐渡シ并炭山薪願

一孝行人并奇特人年齢しらへ申出書附

一御年貢御勘定目錄

一御給知方右回断注進書附

一都而御吟味一件御問尋帖二而も書附二而も老通之事

一毎年獵師鉄炮人名書附

P 5 9

一拔參宮・四国通路出歸書附

一來春起地有無書附

一職人改出シ并消印願

一御咎者御免御受書附

一産物増減有無書附

一伝馬・旅籠仕出シ書附

一御高札場損願書附

一三田植附相濟御注進書附

P 6 0

一社倉取立算用詰書附

右式拾五ヶ条之分以來類紙二不及、老通差出候事

一他国江引越・引受等之儀有之村方へ組合割庄屋手元江御尋出
可被成、其節可及差図候事

一猪鹿追払願唯今迄之通之事

一村々雨乞・虫送り祈禱三度迄へ不及願出、夫ヲ過候へ、
願出、御免許之上取計可申事

右之通当年相改被為仰付候間、村々共念入写シ置

P 6 1

以來無間違様御取計可被成候、猶又添書附御出シ之節

格別之事柄二無之候へ、便宜又ハ飛脚等二而御濟仕被成度、其内

入組候用向二候へ、御役人中之内御出浮可被成候、此段も為御心得申上候、

已上

未三月

割庄屋

一、先月の解読文活字読みの確認点

- P 35-3?行目『銀三拾六匁也』傍線部をトル
- P 38-1行目『広島鉄鉋屋町』傍線部に『鉋(鉋力)』と傍注
- P 43-4行目『役方へ願書遣シ』傍線部は『出』
- P 44-6行目『御平安 被成御座』傍線部に『可』ヌケ
- P 45-7行目『大坂方之来状 御返書写』傍線部に『、』ヌケ

(以上全て例会中に訂正済み)

本日の範囲中、既配布済み

- P 47-1行目『天保四年二月』傍線部に『四(五カ)』と傍注(読み下し)
- P 49-1行目『当村二而も矢張』傍線部は『時』
- P 50-3行目『巳四月』傍線部は『午』(読み下し)

二、指摘・意見・質問・他諸々

① P 40-1行目『下済』・4行目『和済』

「下済」は訴訟になる前に済ます | 談合で解決する | 内済?
「和済」は争いなく穏やかに済ます | 和解
と考えてよいでしょうか?

② P 41-4行目『五百三拾九匁五分』

天保頃の三貨交換の公定レートは金1両||銀60匁||銭6500文です
ので、与助の未払額はおよそ九両です。(市場レートは?)
関係ない話ですが「十両盗めば首がとぶ」と言われる時代、まあまあ
な金額ですね。ところでこの有名な「首がとぶ」ですが、公事方御定書
に次の窃盗に関する条文があります。「家内へ忍び入り或は土蔵を破り候類
金高雑物の多少に依らず死罪。但し、昼夜を問わず、戸を開くるこれある
所 又は、家内に人これ無き故、手元にこれ有り軽き物を盗み取り候類、
入墨の上重敵。」手元にこれ有る品をふと盗み取り候類、金子は十両より
以上、雑物は代金に積 十両位より以上は、死罪」

三、報告・お知らせ

◇ 会員動静

退会

A 2班 柴富いずみさんが10月例会を以て退会されました。
B 1班 村上のりこさんが9月例会を前に退会されました。

◇ 一月例会は、一月七日(第1土曜日)午後一時半

於第一・第二研修室です。第二研修室白板を前とします。

当日の会場当番は、A 7班及びB 7班です。

二月例会は、一月二十八日(第4土曜日)に繰り上げて実施します。

(2月の土曜日は情報プラザ内の団体により全て押さえられており、
予約できませんでした)

◇ 一月は席移動月です。席移動をお願いします。班単位で前回より1つ
宛前にお進み下さい。一番前の班は最後列へお廻りください

***** 萬津箱 ***** (余談) *****

P 47『郡追放』

上の②にある吉宗の時代に編纂した「公事方御定書」に規定する、重追
放・中追放・軽追放・江戸十里四方追放・江戸払い・所払いの六つが幕府
の追放刑です。

芸州藩の追放刑に付いては、「村上家乗」参考資料(令和4・7・16) 35
に解説が載っています。以下に概略を記します。

1 領分追放 他国への追放。入牢や闕所・入墨が付加される場合も。

江戸初期には入墨の後追放していたが、後には初犯は入墨なしで追放
し、後日帰藩して罪を犯せば入墨をして再追放。尚又帰藩して罪を犯
せば死罪となった。

2 郡追放 居住する郡外への追放。付加刑は前項に準ず。

3 村追放 居住する村外への追放。以下同前。

4 城下追放 広島市民に科す追放。其罪は村追放到該当するもの。

下は郡追放ではありませ
んが、一等級軽い村追放の
一例です。

当初の吟味、後の再吟味と
相当の期間を掛け、多人数
を調べています。

又、追放に当たり見届人と
して長百姓老人、他二人が
追放先まで付き添っていま
す。

裁判の経費負担が村・親類・
長百姓・自分(庄屋方?)

に割り振られており、裁判
費用・移送費用等が当時村
負担つまり村入用であった
ことが分かります。

(流失材木調べも村負担?)

追放刑は原則無期刑であつ
たが赦によって許される場
合もありました。追放され
た者が御構場所に入った場
合には一等重い追放に処せ
られました。

追放刑には厄介人のタライ
回しの面、生活基盤喪失に
よる他所での再犯と云った
問題点がありました。そこ
で拘禁・更生施設として幕府の人足寄場が18世紀後半に設置され、19世紀に入ると寄場や徒刑場を設置する藩も現れてきたようです。

(牢屋は今の拘置所又は禁固刑の獄舎であり、右の寄場等はいわゆる今の刑務所。 広島藩に寄場・徒刑場は有ったのでしょうか?)

「筆の里 熊野史」(https://www.town.kumano.hiroshima.jp/kyoudo/pdf) 5.村追放 の一部

文政四年(一八二二)といえは今から約百五十年前のことであるが、この時代「百姓半六(仮名)事件」
が起つた。佐々木高博氏蔵の「永代日記帳」によれば

一、百姓半六訴状

約メ割庄屋府中村十兵衛、牛田村庄屋利兵衛、海田市壬正月末方二月始まで其後四月御吟味屋敷におゐて又々御吟味裁許、翌六年五月兩庄
屋享頭五日追込其外三日追込、半六三日追込

と記され、また、文政七年(一八二四)五月の項には

一、百姓半六訴状一件再御吟味海田市苗代兩所へ御出張

となつている。事件の関係範囲が相当広範に亘つていたことが大体想像できる。事実「安芸郡熊野村百姓半

六御箱訴一件御吟味中諸入用帳」によれば、前記文政四、七兩年の吟味を通じ諸入費を「村割、役人并半六
親類割、長百姓割、自分払」等に区分し代官より庄屋秀太郎に「態申遣」しているし(註6)また、取調べ召
喚を受けた者も時に「御吟味九拾七人」と記されている。

事件の内容がどのようなものであつたかは明白に知る由もないが、費用内訳の次の項から結論すれば或は
田地問題と当時熊野特産品であつた雲母(註7)に關係するものかもしれない。

一、貳拾目

笠岡彦一様并出役沼田郡阿「村庄屋岩助殿海田市御出張右半六」(桑念吉、新吉田地掛合、雲母山城ノ堀構中一件等御吟味中
宿料諸損料共極月三日方同十三日朝迄同数十日一日式奴

ともかく、百姓半六は悲しい運命を背負つて、文政八年(一八二五)村追放と決定、寒風すさぶ十二月、
この熊野の地を追われていつた。前記諸入用帳には

米貳升

半六村追放之刻式人質米

同老升参合

右三付見届長百姓老人

と今なお鮮やかに墨痕を止めている。当時の役職とはいえ、追放見届の長百姓たちと半六との間には人情
としてどのような会話がとり交されたであろうか。